

# 中国最新法律 Newsletter

Vol.32



## Contents

1

国際法務

新たな時代の中国会社法と外商投資企業への影響  
～第3回 会社の資本金制度に関する改正点～



2

事業再生・倒産

中国子会社の再編・撤退 (5)  
- 撤退 ① 持分譲渡 -



3

新法紹介

- 1 「データの越境流動促進と規範規定」をはじめとする中国最新データ越境流動政策
- 2 国務院弁公庁による「高水準の対外開放を着実に推進し、外資誘致及び利用を強力に拡大することにかかる行動方案」
- 3 「クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」（全国版・自由貿易区版）
- 4 「中華人民共和国消費者権益保護法実施条例」



4

中国からの風便り

現金払いに優しい中国へ



## 新たな時代の中国会社法と外商投資企業への影響 ～第3回 会社の資本金制度に関する改正点～



弁護士 大江山法律事務所  
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海翰凌法律事務所  
律師 孫宇川

PROFILE

今回は前回に続いて、2024年7月1日から施行される改正中国会社法（以下「新会社法」といいます。）における会社の資本制度に関する改正点を説明していきます。

### 一、制度の変遷と問題の所在

従前の中国の会社法では、厳しい資本金制度が採用され、資本充実の原則が非常に重視されていました。

1993年に施行された最初の会社法では、会社の業種によって登録資本金の最低金額が定められていました。例えば、製造業の会社であれば登録資本金は50万元、小売業の会社であれば登録資本金は最低30万元を下回ってはならないとされていました。なお、当時は、会社設立時、株主は登録資本金を一括で全額を払い込むものとされていました。

その後、特に中国がWTOに加盟した後、民間資本による起業を促進するため、会社法における資本金制度が徐々に緩和されました。まず2005年の改正では、登録資本金の最低金額を一律に3万元に引き下げました。出資期限についても、会社設立時に最低20%の資本金を払い込み、残りの資本金については会社設立後2年以内に払い込めばよいとされました。そして、2013年の改正では、登録資本金の最低金額の要請及び出資期限に関する規定は完全に撤廃され、登録資本金の金額及び出資期限を完全に定款に委ねるようになりました<sup>1</sup>。なお、従前は株主が資本金を払い込んだ後、必ず会計士事務所に検査してもらい、資本検査報告書（いわゆる「验资報告」）を作成する必要がありましたが、その後、不要とされました。

資本金制度の緩和によって、民間資本による起業がかなり進んだ一方、いろいろな問題も生じました。ま

ずは資本金払込期限の長期化という問題です。多く見られた典型的な例が、自社の資本力を外部によく見せるために、過大な登録資本金を設定し、とても長い払込期限を設定するというものです。そして、取引先が会社の登録資本金の規模を信じて取引に入ったものの会社が債務を弁済することができない場合、債権者である取引先は株主に対して、出資責任を履行するよう求めることが可能ですが、払込期限がまだ到来していない出資責任を履行させる場合、法的なハードル（以下に詳しく説明します）がかなり高いので、結局債権者の利益を損ねることになります。その他、上記の資本検査が不要となったため、一旦払い込んだ資本金を再度抜き出す、いわゆる「見せ金」の問題も多発するようになりました。結局、有限責任の恩恵と債権者の保護のバランスが崩れたと多くの批判がありました。このような経緯から、資本金制度の見直しが今回の会社法改正の最も重要な課題の一つとなりました。

### 二、出資期限の復活

資本金制度を強化する措置として、まず2013年の改正で撤廃された出資期限を新会社法で復活しました。

新会社法第47条によれば、有限責任会社の株主は会社設立後5年以内に、資本金を全額払い込まなければなりません。この出資期限は、新会社法の第一回目と第二回目の改正草案にはなかったところ、最後の第三回目の改正案に追加されたことから、相当な議論を経て追加されたことが分かります。

設立済の会社に対する経過措置については、2024年2月6日会社法の登録資本登記管理制度に関する規定の意見募集稿が公表されました。当該意見募集稿によれば、

<sup>1</sup>なお、2013年当時、外商投資企業については出資期限に関する

特別規定がありましたが、本稿では割愛いたします。

以下のような措置を定めています。まず設立済の有限責任会社に関して、2024年7月1日より3年間の過度期間を設けています。次に各会社は過度期間において、会社法の出資期限に合致するよう自社の出資期限を調整しなければなりません。そして、2027年7月1日より、残りの出資期限が5年未満の場合は調整する必要がなく、5年を超過する場合は5年以内に調整しなければなりません。すなわち、既存の有限責任会社に関して、2032年6月30日まで資本金を全額払い込まなければなりません。なお、株式会社に関しては、3年の過度期間において（すなわち2027年7月1日まで）、資本金を全額払い込まなければなりません。

### 三、出資払込期限の前倒し制度

出資払込期限の前倒し制度とは、法定の条件を満たす場合、債権者が、出資期限が未到来の株主に対して、前倒しで出資払込を要求できる制度です。

出資払込期限の前倒しは旧会社法に規定されていないものの、債権者保護のため、従前からあった制度です。もっとも、株主の出資義務に関する期限の利益を保護すべきという考えから、実際に制度を利用するハードルは相当高く、2019年までは、会社の清算または破産手続きの中でなければ、原則として、出資払込期限の前倒しを要求できませんでした。これに対し、2019年から、制度が若干緩和されました。すなわち、清算や破産手続きの中でなくても、①強制執行の手続きにおいて、あらゆる手段を尽くしたにもかかわらず、債務弁済に供することができる財産が見つからない場合、②破産事由が発生したにもかかわらず、破産申立てがされない場合などにおいて、出資払込期限の前倒しを要求できるとされました。但し、若干緩和されたとはいえ、上記の要件を満たすことも容易ではないので、これまで制度の使い勝手がよくないと言われていました。

以上に対し、新会社法では、出資払込期限の前倒しの要件がさらに緩和されました。新会社法第54条によれば、会社は期限が到来した債務を弁済することができなければ、会社または債権者が、出資払込期限が未到来の株主に対して、前倒しで出資することを要求することができ、更に強制執行手続きまで踏み込んで、または破産事由の存在を証明する必要がなくなりました。

### 四、出資に関する董事の監督責任及び株主失権制度

株主による出資義務の履行に関する監督責任が董事に課せられる点及び株主失権制度も重要な改正点です。

新会社法第51条によれば、有限責任会社の設立後、董事は株主による出資状況を確認しなければなりません。株主が定款とおり、出資義務を履行していないことを発見すれば、会社が当該株主に対して、督促状を送付し、出資を督促しなければなりません。前記の義務を履行せず、会社に損害をもたらした場合、責任がある董事（例えば、董事会で監督義務履行に反対し、履行決議の否決に賛同した董事）は賠償責任を負わなければなりません。

そして、第52条によれば、株主が定款に基づき、出資義務を履行せず、会社は第51条に基づき、督促状を送付する場合、最低60日の猶予期間を定めることができます。猶予期間が満了しても、株主が出資義務を履行しない場合、会社が書面通知によって、当該株主が出資義務を履行しない出資分に対応する持分の権利を喪失させることができます。失権された部分の持分について、改めて譲渡するか、または減資のうえ抹消しなければなりません。6ヶ月以内に前記のとおり処理しない場合、その他の株主が出資比率に応じて、未履行分の出資金を補填しなければならないとのことです。

出資義務の履行に関する董事の監督責任は今回の改正で導入された新たな制度です。他方、株主失権制度は従前の司法解釈に存在していたものの、初めて会社法の制度として確立されました。

### 五、持分譲渡と出資責任

株主は出資義務をまだ履行していない出資持分を譲渡するとき、未履行の出資義務をどのように処理するかについて、以前最高人民法院の司法解釈に定めがありましたが、今回の会社法改正によって、正式に会社法に導入されることになりました。

基本原則としては、出資期限が満了したかどうかによって、取扱いが異なります。出資期限が到来する前に、未出資の持分権を譲渡する場合、譲受人は引き続き出資義務を履行しなければなりません。譲受人が期限とおりに履行しない場合、譲渡人は未履行の部分に関して、補充責任を負うとされています。出資期限が満了したにもかかわらず、出資義務を履行せず、かつ

持分権を第三者へ譲渡する場合、不足の部分について、譲渡人と譲受人が連帯責任を負うとされています。ただし、譲受人が前記の事実の存在を知らず、または知るべきではない場合、譲渡人が責任を負います。言い換えれば、譲受人が「譲渡人が期限通りに出資義務を履行してない」ことを知り、または知りうべきであると立証することができれば、連帯責任を求めることができます。

## 六、最後に

今回の会社法改正において、資本金制度に関する各改正点は最も注目を集めた内容といえます。但し、外商投資企業への影響はそれほど大きくないと考えています。というのも、多くの外商投資企業は会社規模に相応しい登録資本金を設定し、会社設立後は直ちに全額を払い込んで、事業拡大の必要に応じて増資していくような堅実な対応を取っているケースが多いからです。他方、外国企業が少数株主として中国企業又は中

国企業がマジョリティ出資者である会社に出資参加する場合、または既存株主から持分を譲り受けて資本参加する場合、他方当事者の払込未了に伴う責任を負わされるリスクが出てくるため、注意が必要です。

今回は、高級管理職の責任に関する諸制度の改正について、紹介します。

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebash.com](mailto:info_china@ohebash.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中国子会社の再編・撤退 (5)  
- 撤退① 持分譲渡 -

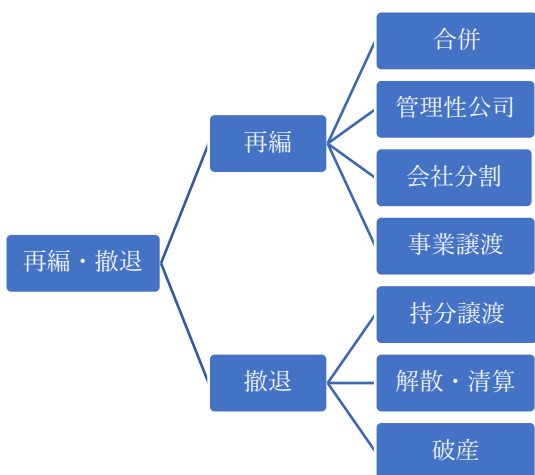


弁護士法人大江橋法律事務所  
弁護士 松本 亮

PROFILE

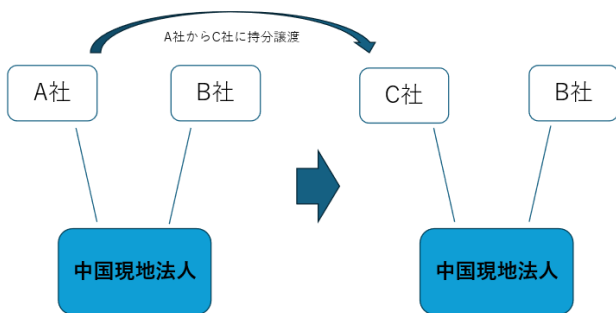
第1 はじめに

前回までの再編に引き続き、今回からは撤退についてである。近時、中国の経済状況の変化に伴い、中国からの撤退を選択する会社も増加している。撤退の場合に最も早くかつ簡便な方法は、持分譲渡による撤退である。すなわち日本の親会社が有する中国子会社の持分（株式）を他者に譲渡することにより、中国子会社を切り離す方法である。



第2 持分譲渡のメリット・デメリット

持分譲渡とは、自己が有する子会社の持分を他者に対して譲渡することをいう。例えばA社とB社による合併会社があったとして、A社が合併会社から撤退したいと考えた場合に、C社に対して合併会社の持分を譲渡することにより、A社が合併会社を切り離すことができることとなる。



持分譲渡の最も大きなメリットは手続が早くかつ簡便であることである。譲渡する方にとっては工商変更登記さえ行えば対象会社を切り離すことができる。従業員は対象会社で雇用されたまま、持分が譲渡されるだけであるためいわゆる経済補償金は理論上発生しない。しかし以下のとおりいくつかのデメリットは存在する。

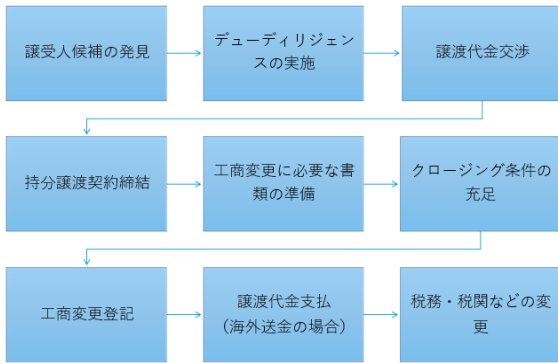
まず最も大きなデメリットは、いくら簡便な方法とはいえ、持分を譲り受ける相手方がいなければ手続を進めることができないことである。中国現地法人の事業価値が高い場合には譲受人候補が複数出てくる可能性もあるが、撤退を考えるような場合には、事業がなかなかうまくいっておらず買い手がつかないというケースもある。

次に譲受人候補が出てきたとしても、すぐに持分譲渡契約を締結できるわけではない。通常であれば、譲受人候補者は一定程度時間をかけて専門家に依頼してデューディリジェンスを実施し、対象会社の問題点を発見することとなる。このデューディリジェンスに応じて対象会社の情報を開示していく必要がある。また譲受人は持分譲渡契約においてデューディリジェンスでの発見事項をカバーするよう作成していくこととなるため、場合によっては対象会社のリスクが発生した場合の特別補償などを譲渡人が負担しなければならない場合もある。

最後に合併相手が中国の国有企業である日中合併企業において、当該合併相手に日本企業の有する合併企業の持分を購入してもらう場合があるが、その場合には、いわゆる国有資産評価が必要となり、通常の持分譲渡に比べて時間を要することがあるというデメリットもある。

第3 持分譲渡の手続

持分譲渡手続の主な流れは以下のとおりである。



中国の場合には、工商変更登記が完了すれば株主が変更したことになるため、本来はそれまでに譲渡代金の支払を受けることが望ましいが、中国では外貨管理の規制のため、工商変更登記が完了してはじめて日本に対して送金できることになる。そのため、持分を譲渡する日本企業にとっては、最後まで支払を受けることができるのかが気になるところである。このようなリスクを少しでも低減するため、中国国内にエスクロー口座を開設し、譲受人が譲渡代金を支払っておき、クロージングまでプールしておくこともある。

2020年1月に外商投資法が施行されるまで、中外合弁企業の場合には商務部門における批准が必要とされていた。しかし現在は中外合弁企業についても会社法が適用されるため、そのような批准は必要とされなくなった。

なお、現在の会社法では、持分譲渡にあたり他の株主の過半数の同意が必要とされているが、2024年7月1日から施行される改正会社法においてはそのような同意は必要とされなくなる。ただし持分譲渡しようとする株主は、他の株主に対して、譲渡の数量、価格、支払方法及び期限などの事項について書面で通知しなけ

ればならないとされており、通知を受けた他の株主は同等の条件での優先購入権があるとされている。ただし書面の通知を受領してから30日以内に返信をしない場合には、優先購入権を放棄したものとみなされる。

#### 第4 持分譲渡の注意点

##### 1. 持分譲渡に伴う諸々の変更

持分譲渡に伴い、法定代表者、董事、監事といった高級管理職を変更する必要が生じる。また親会社の名称を使用している場合には、名称変更が必要になる場合もある。さらに定款についても変更が必要になるため、持分譲渡の際にはこれらの手続を同時に行えるよう予め準備を行う必要がある。

##### 2. 持分譲渡につき発生する税金

持分譲渡契約書に貼付する印紙税を除き、持分譲渡にあたり譲渡人に企業所得税が課されることになる。日本の会社が他の日本の会社に中国子会社の持分を譲渡する場合、日本において取引が完結してしまうため、当該企業所得税の納付を忘れがちである。また当事者間で合意した譲渡価格であっても、税務署から譲渡価格が適正ではないとの指摘を受け、税務署が考える本来の譲渡価格と実際の譲渡価格の差額について企業所得税を納税するよう求められる場合もある。

##### 3. 従業員対応

持分譲渡は本来従業員の雇用契約に影響がないため、経済補償金は発生することはない。しかし日系企業であるということに誇りを持って長年仕事をしてきた従業員が多い場合には、日系以外の第三者に持分を譲渡すると決まった場合に、ストライキや経済補償金の要求をしてくるようなケースもある。いかに従業員を説得してうまく持分譲渡に持っていかも実務上極めて重要なポイントとなる。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : [info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 新法紹介

- 1 「データの越境流動促進と規範規定」をはじめとする中国最新データ越境流動政策
- 2 国務院弁公庁による「高水準の対外開放を着実に推進し、外資誘致及び利用を強力に拡大することにかかわる行動方案」
- 3 「クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」（全国版・自由貿易区版）
- 4 「中華人民共和国消費者権益保護法実施条例」

### 1. 「データの越境流動促進と規範規定」をはじめとする中国最新データ越境流動政策

国家インターネット情報弁公室は、2024年3月22日に、「データの越境流動促進と規範規定」（以下「本規定」という。）、「データ越境安全評価申告指針（第二版）」並びに「個人情報越境標準契約届出指針（第二版）」を公布し、同日より施行することになった。2023年9月28日付で本規定の意見募集稿を発表してから6か月間を経て、データ越境に関する新たな制度がようやく正式にスタートすることになった。新たな制度では、中国域内から海外への個人情報の越境移転にあたり、個人情報保護法で要求される標準契約の締結等のクリアランス要件が大幅に緩和された。

以下は、中国で事業を行う日系企業によるデータ越境移転対応において想定される影響を踏まえて、重要なポイントをピックアップして説明する。

#### (1) 重要データの判断基準

行政主管部門、地方当局から、重要データを取り扱う旨を告知された又は対外的に発表公開された場合を除き、データの取扱者は自ら取り扱うデータについて、重要データに関するデータ越境移転の安全評価審査を申告する必要がない。

#### (2) 越境移転の安全評価審査・個人情報保護認証・個人情報標準契約締結それぞれの適用について

① 包括的免除に関する特殊要件（データ処理者の種類、センシティブ個人情報・一般個人情報であるか、且つ個人情報の数量を問わない）

以下の場合では、データ越境移転の安全評価審査の申告、個人情報の保護認証の取得、若しくは個人情報の越境移転標準契約の締結はいずれも免除される。

- a 国際貿易、越境運輸、学術提携、越境の生産製造及びマーケティング活動等で収集・生成したデータを越境移転させ、且つ個人情報若しくは重要データが含まれない場合
- b データ処理者が中国域外で収集・生成した個人情報を中国域内での処理を経て再び域外に提供し、且つ中国域内での処理において域内の個人情報若しくは重要データが含まれない場合
- c 個人を一方当事者とする契約を締結・履行するために、中国域外に個人情報を提供する必要がある場合
- d 法に基づき制定された社内労働規則や集团的労働契約に従い人的資源管理を目的として個人情報を越境移転させる場合

e. 緊急対応時に個人の生命健康及び財産安全を守るために、中国域外に個人情報を提供する必要がある場合

#### ② 重要情報インフラ運営者であるデータ処理者

個人情報若しくは重要データを越境移転させる場合、安全評価審査の申告が必要

#### ③ 重要情報インフラ運営者でないデータ処理者

a. 重要データを越境移転させる場合、安全評価審査の申告が必要

b. 当年1月1日から起算して越境移転した個人情報が100万人（センシティブ個人を含まない）以上の場合、又は越境移転したセンシティブ個人情報が1万人以上の場合、安全評価審査の申告が必要

c. 当年1月1日から起算して越境移転した個人情報が10万人～100万人（センシティブ個人を含まない）である場合、又は越境移転したセンシティブ個人情報が1人～1万人の場合、個人情報の保護認証の取得、若しくは個人情報の越境移転にかかる標準契約の締結が必要

d. 当年1月1日から起算して越境移転した個人情報が10万人以下であり、かつセンシティブ個人情報の越境移転がない場合、越境移転の安全評価審査・個人情報保護認証・個人情報標準契約締結はいずれも免除される。

#### (3) 自由貿易試験区内での柔軟対応

自由貿易試験区が区内向けのデータに関するネガティブリストを制定することは認められる。区内のデータ取扱者は、ネガティブリストに載せられたデータ以外のものを越境移転させる場合、越境移転の安全評価審査・個人情報保護認証・個人情報標準契約締結はいずれも免除される。

#### (4) その他の義務履行の明確化

上記（1）～（3）に関わらず、個人情報を越境移転させる場合、法に基づき本人への告知、本人の個別同意の取得、PIAの実施は必要となる。

また、同日公表された「データ越境安全評価申告指針（第二版）」並びに「個人情報越境標準契約届出指針（第二版）」は、基本的に本規定における現行法令への調整事項を踏まえたもので、データ越境移転の安全評価審査の申告、個人情報越境移転の安全評価の届出方法、プロセス並びに所要資料等の具体的な要件が明確に示され、データ取扱者が提出すべき資料につき最適化・簡素化の調整が行われた。

（国家インターネット情報弁公室2024年3月22日公布、同日施行）

## 2. 国務院弁公庁による「高水準の対外開放を着実に推進し、外資誘致及び利用を強力に拡大することにかかる行動方案」

2024年3月19日、中国政府網では「国務院弁公庁による『高水準の対外開放を着実に推進し、外資誘致及び利用を強力に拡大することにかかる行動方案』」（以下「本方案」という。）が公布された。本方案は対外開放につき政策面から後押しし、外商投資の誘致を促進させる狙いであると思われる。

本方案では、市場参入を拡大し、外商投資の自由度を向上させること、外資への支援策を拡充し、外資の誘致を促進させること、公平な競争環境を最適化すること、イノベーションを生み出す要素の柔軟な創生を促進すること、高水準の国際的経済貿易ルールに対応させるために国内の規制を完備させること等、5つの方面から合計24項にわたる具体策を打ち出した。

具体的には、以下の事項が注目されている。

- ① 従来の製造業領域への外資参入制限措置を完全撤廃する。
- ② 電気通信、医療等の分野での対外開放を引き続き促進する。
- ③ 北京、上海、広東等自由貿易試験区において、若干の外商投資企業を対象に、遺伝子診断・治療技術開発及び応用などの分野において、対外開放の試行措置を拡大する。
- ④ 外資金融機関による銀行、保険分野への参入を更に拡大する。
- ⑤ 条件に適合する外資金融機関による規定に基づく域内での債券発行への参加を認める。
- ⑥ QFLPの試行範囲を拡大する。
- ⑦ 外商投資企業と本社とのデータの流動性を支持する。
- ⑧ 国際的高レベルの経済貿易ルールに対応させるための試験的作業を拡大する。

（国務院弁公庁2024年3月19日公布、同日施行）

## 3. 「クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」（全国版・自由貿易区版）

商務部は、2024年3月22日、当部門HPにて「クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」（2024年版）（以下「全国版」という。）及び「自由貿易試験区クロスボーダーサービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）」（2024年版）（以下「自由貿易区版」という。）をそれぞれ公布し、同年4月21日より施行することとなった。2018年9月29日付の上海自由貿易区向けのクロスボーダーサービスネガティブリストと2021年7月23日付の海南自由貿易港向けのネガティブリストが施行された以降、商務部は今回、全国向けと全国自由貿易試験区向けのネガティブリストを初めて発表することに

なり、今後、クロスボーダーサービス貿易を対象とした管理制度が新たに構築されると予想される。

クロスボーダーサービス貿易ネガティブリストにおいて、中国国外の提供者が、クロスボーダー方式（越境取引、国外消費、人の移動の方法）でサービスを提供するにあたっての特別管理措置を国民経済業種分類別に列記している。一方、国外のサービス提供者が商業拠点の越境によるサービスを提供する場合、全国向け・自由貿易試験区向けの「外商投資参入特別措置（ネガティブリスト）」を適用すると明確にされている。また、全国版と自由貿易区版の両ネガティブリストでは、サービス業につき概ね農・林・牧・漁業、建築業、卸売・小売業、交通運輸、倉庫保管及び郵政業、情報伝送、ソフトウェア及び情報技術サービス業、金融業、リース・ビジネスサービス業、科学研究及びテクニカルサービス業、教育、衛生及びソーシャルワーク、カルチャー、スポーツ及び娯楽業などの11種に分類している。全国版では71条の管理措置、自由貿易区版では68条の管理措置がそれぞれ規定され、自由貿易区における個人の職業資格、専門サービス、金融、文化等の分野にて更なる開放措置をより強力に打ち出している。例えば、金融分野では、条件に適合する国外の個人が法に従い証券口座や先物取引口座の開設を申請することが認め、国外の個人が証券や先物取引にかかわるコンサルティング業務への従事を申請することも認められた。また、個人の職業資格への制限につき、全国版と比べ、外国人による中国でのオークションの主催に関する制限が撤廃され、国外の事業主及び個人による通関業務への制限がなくなったことが認められると明確にされている。

（商務部2024年3月22日公布、同年4月21日施行）

## 4. 「中華人民共和国消費者權益保護法実施条例」

中国政府網では、2024年3月19日に「中華人民共和国消費者權益保護法実施条例」（以下「本条例」という。）が公布され、同年7月1日より施行されることとなった。2013年における消費者權益保護法の改正以来、11年ぶりに消費者權益保護の分野において新たな法令が公布、施行されることになる。本条例は、計7章53条から構成され、消費者權益保護法に定める事業者の負担する消費者の人身・財産の安全に対する保障、欠陥製品の処理、虚偽宣伝への取締り、明確な価格表示の要請、定型約款の利用、品質担保責任の履行、消費者個人情報の保護等の義務について細分化している。EC（イーコマース）に関して、事業者に対して、技術手段等を用いて消費者に商品の購入又はサービスの受入れを直接又は間接に強要してはならず、同一商品若しくはサービスにつき同じ取引条件の下で異なる価格若しく



は費用基準を設定してはならないとされている。また前払い式の商品購入に関して、商品の品質保証及び代金の払い戻しを明確にしたほか、事業者にて重大な経営リスクが発生した場合に前払い金の受入れを中止する義務等が明確にされている。他方で、消費者による賠償請求に関しては、クレーム、苦情の申立ては、法に従い実施しなければならず、不当に利益を得る、事業者の適法な権益を侵害する、市場経済秩序を乱すために、ク

レーム、苦情申し立てを行ってはならないとされており、商品又はサービスのラベル表示、仕様書、宣伝資料などに存在する瑕疵が、商品若しくはサービスの品質に影響を与えず、消費者の誤解を招くほどのものでもない場合、懲罰的賠償規定は適用されないとされている。

(国務院2024年3月19日公布、同年7月1日施行)

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込✉メールアドレス：[info\\_china@ohebash.com](mailto:info_china@ohebash.com)

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士人大江橋法律事務所です。弁護士人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 現金払いに優しい中国へ

中国では日常の買い物やタクシーでの支払いにアリペイやWechatといったアプリを使ったQRコード決済が一般化しているのは、既に日本でも広く知られています。普段から上海に住んでいると、携帯電話にはアリペイとWechatが入っており現金を持ち歩かなくて良いので身軽で楽なのですが、時々アクシデントにも見舞われます。先日、事務所の弁護士が、オフィスビルの一階にあるスターバックスに行った時のことです。普段は長蛇の列ができていのに全くお客がいないのでラッキーと思いコーヒーを買いに行ったところ、店員からシステムの故障で現金払いしか受け付けられないと言われてしまい、お客がいないのを納得すると共に自分もコーヒーを買いそびれたとのことでした。

またここ数年、日本からの出張者や旅行者の人達から毎回聞かれるのが、入国後に現金に両替しても街中で使えないのか？クレジットカードは使えるか？といった質問で、中国に行くときの悩みの一つようです。こういう外国からの出張者や旅行者の悩みの声が少し政府の耳に届いたのか、先日、特定のエリアでは現金決済を促す内容の通知が、中国人民銀行を含む4つの行政機関の連名で出されました。

通知の中身を少し紹介すると、まず中国内で世界遺産がある有名な観光地、娯楽施設、ホテル等を「重点文化旅行エリア」と指定したうえで、「重点文化旅行エリア」でATMを設置して現金の出し入れの利便性を図ること、同エ

リアの施設では現金を準備して、現金決済の要望に対応するよう促すこと、外国人の往来が多い国際空港やホテルでは外貨両替コーナーを増やして現金受取の利便性を高めること、といったものです。また通知の中では、「消費者による現金支払いの選択権を確保するようにする」といった表現も使われており、QRコード決済の普及により如何に現金支払いの選択肢がなくなっていたかが伺われます。

私自身の経験でも、去年、中国の西部地域へ旅行に行った際、観光で訪れたチベット仏教の有名なお寺では、お賽銭箱の前にQRコードが貼られていたのには驚きました。お寺の方で現金を受け付けられないのか、観光客がQRコードでお金を支払えないのか分かりませんが、QR決済もここまで来たかと思わず唖ってしまいました。

今回の通知では主に外国人が訪れるエリアが念頭に置かれており、外国人の中国での消費を増やして中国の経済状態を少しでも浮揚させたいという見方が一般的だとは思いますが、政策次第でお金の支払方法まで促していくとは中国らしい、と却って感心してしまいました。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ☒メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによって提供されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。